施策別整理表 (ヒアリング対象施策部分抜粋)

平成26年5月13日

(2) リコール情報の周知・徹底について

〇重点施策

1. リコール情報の周知強化等(施策番号:7、8関係)【消費者庁、経済産業省、国土交通省、関係省庁等】

リコール後も事故が起きている製品の定期的な再公表や消費者庁リコール情報サイトの普及等により、リコール情報が頻繁に消費者の目に触れる機会を増やします。また、消費者庁リコール情報サイトに一元的に収集された情報を活用し、関係省庁等と連携し、多様な情報伝達手段を用いて、各種リコール情報が消費者に行き届くようきめ細かな情報発信を行うとともに、消費者が自主的にリコール情報を入手し、行動する必要性について、消費者に対する教育・啓発等を行います。また、リコールについての消費者団体の協力の在り方について検討します。

自動車リコールについて、自動車メーカー等が不具合に係る原因究明等のリコール業務を迅速かつ適切に実施するよう、(独)交通安全環境研究所における技術的検証との一層の連携を図りつつ、確認・指導します。

現行「消基本」の内容

		平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考
	1	・販売事業者等によるリ	・製品安全に関する情報	消費者庁	
		コール情報の店頭広告	提供及び消費者庁リコ	経済産業省	
٠		等による情報提供の強	ール情報サイトの普	関係省庁等	
		化の促進	及、リコール情報の再		
		・関係省庁や地方自治体	公表を行いつつ、更な		
		の有する情報提供ツー	る取組を推進		
		ル等を活用した消費者			
		への情報提供及び必要			
		な体制の構築			
		・製品安全に関する情報			
		の周知徹底			
		・消費者庁リコール情報			
		サイトの普及に向けた			
		周知活動			
		・リコール情報の定期的			
		な再公表			
		リコールについての消			
		費者教育の推進			
	2	自動車メーカー等のリ	・引き続き自動車メーカ	国土交通省	
		コール業務について、	ー等のリコール業務に		
		技術的検証との一層の	ついて、確認・指導		
		連携を図りつつ、確			
ı		認・指導			

実施状況	① リコール情報をより分かりやすく消費者に伝えるとともに、利便性が向上するよう、サイト上の検索機能の充実やリコール対象製品の写真の掲載、掲載情報の拡大など掲載内容の充実・改善を図りました。また、リコール対象製品による事故の再発・拡大防止等を図るために、リコール対象製品の再公表や使用時期に応じた注意喚起等、消費者への情報提供を積極的に行うとともに、リコール情報サイトに関するチラシを作成し、2013 年5月の「消費者月間」等において配布を行い、リコール情報が広く消費者の目に触れるよう普及啓発に努めました。これらの取組の結果、リコール情報サイトのアクセス数は、2012 年度の約1,100 万から2013 年度には約2,200 万に増加しました。これらの取組の結果、リコール情報サイトのアクセス数は、2012 年度の約1,100 万から2013 年度には約2,200 万に増加しました。② 国土交通省では、自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等のびユーザーからの情報収集に努め、自動車メーカー等のリコール業務について監査等の際に確認・指導するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行っています。また、ユーザーからの不具合情報の収集を強化するため、「自動車不具合情報ホットライン(http://www.mlit.go.jp/RJ/)」について周知活動を積極的に行いました。さらに、国土交通省に寄せられた不具合情報や事故・火災情報等を公表し、ユーザーへの注意喚起が必要な事案や適切な使用及び保守管理、不具合発生時の適切な対応を促進するために必要な事項について、ユーザーへの情報提供を実施した。特に、「エアブレーキを装備したトラックではブレーキのバタ路みは危険です!」及び「自動車用緊急脱出ハンマーの性能確保と使用方法の周知について」について報道発表等を通じ、ユーザー等への注意喚起を行いました。なお、平成25 年度のリコール届出件数は303 件及び対象自動車台数は7,978,639 台です。
「消基 画」 計画 し の見 案	変更なし
見直しの考え方	

〇具体的施策

施策番号	7
消費者基本計画における具体的施策	リコール情報を一元的に収集し、消費者へ分かりやすく情報提供します。 また、各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する方 策について検討します。
根拠法令(具体的な条文 (○条○項など)も記載)	_
担当省庁等	消費者庁
実施時期	一部実施済み ^(注7) 。 サイトの利用状況を把握し、機能改善等を検討します。
実施状況	これまで担当省庁等が個々に公表していた「リコール情報」について、消費者庁がこれらの情報を一元的に収集した上で、消費者が分野横断的にリコール情報を確認できる「消費者庁リコール情報サイト」の運用を 2012 年4月1日より開始しました。また、同サイトにおいて、消費者の特性のうち年齢層に着目して、「高齢者向け」、「子ども向け」等のメール配信サービスも開始しました。 さらに、リコール情報をより分かりやすく消費者に伝えるとともに、利便性が向上するよう、サイト上の検索機能の充実やリコール対象製品の写真の掲載、掲載情報の拡大など掲載内容の充実・改善を図りました。 このほか、リコール対象製品による事故の再発・拡大防止等を図るために、リコール対象製品の再公表や使用時期に応じた注意喚起等、消費者への情報提供を積極的に実施しました。また、リコール情報サイトに関するチラシを作成し、2013 年5月の「消費者月間」等において配布を行い、リコール情報が広く消費者の目に触れるよう普及啓発に努めました。

⁽注7) リコール情報一元化システムを構築し、平成25年4月1日に運用を開始。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号7番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	

平成 25 年度関連予算(単位:百万円)

省庁等	施策·事業名	平成 25 年度	平成 25 年度
		当初予算額	補正後予算額
消費者庁	リコール情報等一元化関係経費	7	7

(3)個人情報保護について

〇具体的施策

施策番号	166
消費者基本計画における具体的施策	個人情報保護法については、消費者委員会における法改正も視野に入れた問題点についての審議を踏まえ検討します。
根拠法令(具体的な条文 (○条○項など)も記載)	_
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	審議の結果を踏まえ検討に着手します。
実施状況	消費者庁より、「平成 24 年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要」について、消費者委員会へ報告しました(2013 年 10 月)。 なお、2013 年 12 月に、IT総合戦略本部において「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」が決定され、内閣官房をはじめ関係省庁と連携しつつ、2014 年6月までに法改正の内容を大綱として取りまとめるための検討を行っています。

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 166 番			
具体的施策	個人情報保護法については、「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」(平成 25 年 12 月 20 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)を踏まえた制度の見直しを行います。		
担当省庁等	内閣官房、消費者庁、関係省庁等		
実施時期	平成27年通常国会への法案提出を目指し検討します。		
見直しの考え方	平成 25 年 12 月に「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」がIT総合戦略本部決定され、平成 26 年6月までに法改正の内容を大綱として取りまとめ、平成 27 年通常国会への法案提出を目指すこととなっている。今後の個人情報保護法の見直しに当たっては、同方針も踏まえ検討することとなる。		

平成 25 年度関連予算(単位:百万円)

省庁等	施策·事業名	平成 25 年度	平成 25 年度
		当初予算額	補正後予算額
_	_	_	_

施策番号	177	
消費者基本計画における具体的施策	① 情報通信技術の進展を踏まえ、プライバシー保護等に配慮したパーソナルデータ(個人に関する情報)のネットワーク上での利用・流通を促進します。 ② 急速に普及が進むスマートフォンにおける利用者情報の取扱いについて、「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」(平成 24 年8月)を踏まえ、利用者に分かりやすい形で説明するなどの方法により、プライバシー保護等に配慮した安心安全な利用環境の確保に向けた取組を推進します。 ③ パーソナルデータの利活用に当たって、事業者に求められる「利用規約等の分かり易い表示」等の消費者との信頼関係を構築するための取組についての普及を推進します。 ④ オープンデータやビッグデータの利活用を推進するためのデータ利活用環境整備を行うため、IT総合戦略本部の下に、新たな検討組織を速やかに設置し、データの活用と個人情報及びプライバシー保護との両立に配慮したデータ利活用ルールの策定等を年内できるだけ早期に進めるとともに、監視・監督、苦情・紛争処理機能を有する第三者機関の設置を含む、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針を年内に策定します。	
根拠法令(具体的な条文 (○条○項など)も記載)		
担当省庁等	内閣官房、総務省、経済産業省、消費者庁、関係省庁等	
実施時期	①パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」報告書(平成 25 年6月公表)を踏まえ、実施します。 ②利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会「スマートフォン時代の安心安全な利用環境の在り方に関するWG」における検討(平成 25 年 7 月を目途に取りまとめを行う予定)も踏まえつつ、継続して実施します。 ③IT融合フォーラム・パーソナルデータワーキンググループにおける報告書(平成 25 年5月公表)を踏まえ、平成 25 年度から実施します。 ④IT総合戦略本部の下に、新たな検討組織を設置して検討を開始し、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針を年内に策定し、制度見直し方針に基づく各施策を関係省庁等が実施します。	
実施状況	 ①パーソナルデータの保護のための関連技術の活用に関し、プライバシー保護等に留意しつつ利活用の促進を図るために有用となる匿名化技術について、調査研究を行い、報告書を取りまとめました。 ②2013 年9月、アプリケーションにおける利用者情報の取扱いが適切かどうか、第三者が検証する仕組みを推進する「スマートフォン プライバシー イニシアティブⅡ」(SPIⅡ)をとりまとめ、同年 12 月には、SPI、SPIⅢに係る諸課題を検討する場を設置しました。 2014 年度当初予算においては、第三者検証の技術的課題等について実証実験を行うため、所要の予算を計上しています。 ③IT融合フォーラム・パーソナルデータワーキンググループにおける報告書に示した「分かり易さに関する手法・アプローチ」を実践しようとする協力事業者を募集し、有識者委員会を組織して、当該事業者による「実践案」を試行的に評価する取組を実施しました。この取組の成果として、試行的な評価から得られた知見を元に策定した「評価基準」及び評価の結果モデルとなるような事業者の実践を取りまとめた「ベストプラクティス集」を含む報告書『消費者に信頼されるパーソナルデータ利活用ビジネスの促進に向けた、消費者向 	

- け情報提供・説明の充実のための「評価基準」と「事前相談評価」のあり方について』を取りまとめ、2014年3月に公表しました。
- ④「パーソナルデータに関する検討会の開催について(2013 年6月14日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定)」に基づき、パーソナルデータに関する検討会を IT 総合戦略本部の下に設置しました。2013 年9月より当該検討会で検討を行い、2013 年12月、IT 総合戦略本部において「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」を決定しました。

平成26年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 177 番	
具体的施策	②急速に普及が進むスマートフォンにおける利用者情報の取扱いについて、「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」(SPI)(平成 24 年8月公表)及びSPII(平成 25 年9月公表)、並びにこれら提言に係る諸課題を検討する場での議論を踏まえ、利用者に分かりやすい形で説明するなどの方法により、プライバシー保護等に配慮した安心安全な利用環境の確保に向けた取組を推進します。 ③消費者に信頼されるパーソナルデータ利活用ビジネスの促進に向け、「パーソナルデータ利活用ビジネスの促進に向けた、消費者向け情報提供・説明の充実のための「評価基準」と「事前相談評価のあり方について」(平成 26 年3月公表)に示した、消費者への情報提供・説明を充実させるための「評価基準」の普及、活用の促進に取り組みます。 ⑤「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」に基づき、制度の見直しを行います。
担当省庁等	変更なし
実施時期	①実施済み。(プライバシー保護等に留意しつつ利活用の促進を図るために有用となる匿名化技術に関する調査研究として、実施し終えたため。) ②SPI及びSPIII、並びにタスクフォースの議論を踏まえ、継続的に実施します。 ③「評価基準」の普及、活用の促進のための取組を、平成26年4月から実施します。 ④実施済み。(平成25年12月、IT総合戦略本部において「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」を決定したため。) ⑤平成26年6月までに法改正の内容を大綱として取りまとめ、平成27年通常国会に関連法案の提出を目指します。
見直しの考え方	①プライバシー保護等に留意しつつ利活用の促進を図るために有用となる匿名化技術に関する調査研究として、実施し終えたため。②平成25年9月に「スマートフォンプライバシー イニシアティブⅡ」(SPIⅡ)をとりまとめ、同年12月には、SPI、SPIⅡに係る諸課題を検討する場を設置したことに伴う記述の見直し。 ③平成25年度の具体的施策である『「利用規約等の分かり易い表示」等の消費者との信頼関係を構築するための取組』については、消費者への情報提供・説明を充実させるための「評価基準」により実施を完了し、平成26年度以降は「評価基準」の普及、利用の促進のための取組が求められるため。 ④平成25年12月、IT総合戦略本部において「パーソナルデータの利活用

に関する制度見直し方針」を決定したため。 ⑤今後は、「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」に基づき、 必要な法改正を進めるため。

平成 25 年度関連予算(単位:百万円)

省庁等	施策·事業名	平成 25 年度	平成 25 年度
		当初予算額	補正後予算額
経済産業省	平成 25 年度我が国経済社会の	379 百万円の内数	379 百万円の内数
	情報化・サービス化にかかる基盤		
	整備(パーソナルデータを利活用		
	する際の消費者に対する通知内		
	容等に関する事前相談受付制度		
	に係る調査事業)		